

一般社団法人静岡県訪問看護ステーション協議会会長 様

静岡県健康福祉部長

指定難病の追加並びに疾病の名称、診断基準及び重症度分類等の一部改正等について（通知）

日頃、本県の健康福祉行政の推進に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に基づく指定難病については、下記1の7疾病が追加されるとともに、下記2の2疾病について、名称並びに診断基準及び重症度分類等（以下「診断基準等」という。）が改正され、令和7年4月1日以降に行われる支給認定から適用されることになりましたので、御承知おきくださいますようお願いいたします。

なお、別紙のとおり、静岡県指定医療機関の長宛て通知しておりますので、申し添えます。

記

1 指定難病に追加される疾病

番号	病名
342	LMNB1関連大脳白質脳症
343	PURA関連神経発達異常症
344	極長鎖アシル-CoA脱水素酵素欠損症
345	乳児発症STING関連血管炎
346	原発性肝外門脈閉塞症
347	出血性線溶異常症
348	ロウ症候群

2 名称及び診断基準等が改正される疾病

番号	新病名	旧病名
63	免疫性血小板減少症	特発性血小板減少性紫斑病
154	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症

改正後の診断基準等及び臨床調査個人票については、厚生労働省ホームページに掲載されています。

[厚生労働省ホームページURL]

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000084783.html>

3 その他

厚生労働省難病対策課から、令和6年4月1日に診断基準等が改正された5疾病に関して、診断基準を満たす対象が狭まる可能性があることについて通知がありました。

詳細については別添「参考資料1」及び「参考資料2」を御確認ください。

担 当 難病対策班
電話番号 054-221-3393